

平成 27 年 6 月 23 日 市長政策室長決裁  
令和 4 年 7 月 1 日 一部改正

(目的)

第 1 条 人口の将来展望や今後 5 か年間の具体的な施策を示すさっぽろ未来創生プランを推進するにあたり、専門的かつ幅広い知見を有する有識者等から意見を聴取する必要があるため、「さっぽろ未来創生プラン推進有識者会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、さっぽろ未来創生プランの推進及び進捗状況の検証に関することについて、出席者が意見交換を行うものとする。

(構成)

第 3 条 推進会議は、15 名以内の委員で構成する。

2 委員は、有識者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の翌年度の 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長等)

第 5 条 推進会議には、座長及び副座長を置くものとする。

2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議は、まちづくり政策局政策企画部長が必要に応じて招集する。

2 まちづくり政策局政策企画部長が特に必要があると認めるときは、委員の代理出席を求めることができる。

(オブザーバーの設置)

第7条 推進会議にオブザーバーを置き、意見を聴くことができる。

(意見の徴取)

第8条 座長が特に必要があると認めるときは、会議に、委員・オブザーバー以外の者の出席を求め、資料の提出を受け、意見を聴くことができる。

(謝礼)

第9条 委員に対して、会議1回の参加につき謝礼として12,500円を支給する。

2 前項の規定は、第6条第2項により代理出席した者に準用する。

(庶務)

第10条 推進会議の庶務は、まちづくり政策局政策企画部企画課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、まちづくり政策局政策企画部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。